

2021年度の事業計画書

2021年10月1日から2022年9月30日まで

特定非営利活動法人市民後見センター印旛

1. 事業実施の方針

- ① 地域の住民や障害者の家族に対する後見セミナーなどを行う。
- ② 後見セミナーを通じ、地域における後見ニーズの把握に努める。
- ③ 必要に応じ、成年後見に関する相談、申立て支援、後見プランの作成支援を行う。
- ④ 申立人や後見を要する人に求められれば、法人として後見人を受任する。

2. 特定非営利活動にかかる事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者 予定人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (円)
成年後見に関する勉強会等の企画、運営	講演会 研修会	年3回 (2、6、9 月)	栄町他	12人	周辺地域の住民50人	100,000
成年後見を要する人の把握、調査	後見ニーズの把握	通年	各所	10人	周辺地域の住民50人程度	16,000
成年後見に関する相談、利用支援、申立て書類等作成	成年後見相談	通年	各所	10人	周辺地域の住民50人程度	50,000
成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の受任	受任に向けた申立て	通年	各所	4人	周辺地域住民3人程度	100,000

(2) その他の事業

予定なし